

付 議 第 1 号

高知県立中学校夜間学級の設置に関する議案

別紙のとおり、高知県立中学校夜間学級を設置することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(36) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項を決定すること。

高知県立中学校夜間学級設置について

1 目的

学齢期を経過している者で、義務教育を受けていない者や、何らかの理由により学校に十分通うことができなかつた者のうち、特に学ぶ意欲があり、中学校での学び直しを希望する者に対して、夜間における公教育としての義務教育を施すことを目的として設置する。

2 基本理念

生徒の様々な学びのニーズに応え、生徒が学ぶ喜びを実感しながら、安心・安全に学習することができる中学校夜間学級を基本理念とする。

3 名称及び設置場所

高知県立高知国際中学校夜間学級と称し、高知市新本町（新本町2丁目13-51）に設置する。

4 入学要件

高知県内に在住の義務教育の年齢（満15歳）を超えた者（学齢経過者）で国籍に関わらず、3年間継続して通学できる者のうち以下の要件に合う者

- ・小学校や中学校を卒業していない者（義務教育未修了者）
- ・中学校を卒業した者のうち、学び直しを希望する者（不登校や病気等の理由で十分学校に通えなかつた者）

5 入学時期

年度当初とする。原則、年度途中の入学は認めない。

6 募集人数

40名程度とする。

7 修業年限

原則、3年とする。

8 教育課程

中学校学習指導要領をもとに、校長が編成し、教育委員会の承認を得た特別の教育課程とする。

9 卒業

校長は、生徒が中学校の課程を修了したと認められるときは、卒業を認定する。

10 進学

夜間中学の卒業資格により高等学校入学者選抜や一部の専修学校を受検することができることとする。

11 除籍

校長は、3ヶ月間連絡が取れず通学の意味が確認できない生徒については、年度末に除籍することができる。

12 教職員の体制

管理職、教諭、講師等を配置する。

高知県立中学校夜間学級（夜間中学）について

高等学校課・小中学校課

1 設置について

校名：「高知県立高知国際中学校夜間学級」として
令和3年4月に開設
場所：現在の高知江の口特別支援学校(高知市新本町)の
校舎を活用
教材・備品：高知県立高知南中学校と共有して活用

☆point☆

- ・授業料はかかりません。教科書は無償で配布されます。
- ・授業は、平日の夜間（午後5時30分から午後9時）に毎日行います。
- ・中学校の教員免許を持っている先生が教えます。
- ・学習指導要領を基本とした、中学校の全ての教科等を学習します。
- ・中学校の卒業資格が得られます。
- ・必要に応じて、小学校の学習内容や日本語の支援を行います。

2 夜間学級の概要について

基本理念：生徒の様々な学びのニーズに応え、生徒が学ぶ喜び
を実感しながら、安心・安全に学習することができる
中学校夜間学級

入学要件：高知県内に在住の学齢経過者で、国籍に関わらず、
3年間継続して通学できる者のうち、

- ①小学校や中学校を卒業していない者（義務教育未修了者）
- ②中学校を卒業した者のうち、学び直しを希望する者
（不登校や病気等の理由で十分学校に通えなかった者）

入学時期：年度当初

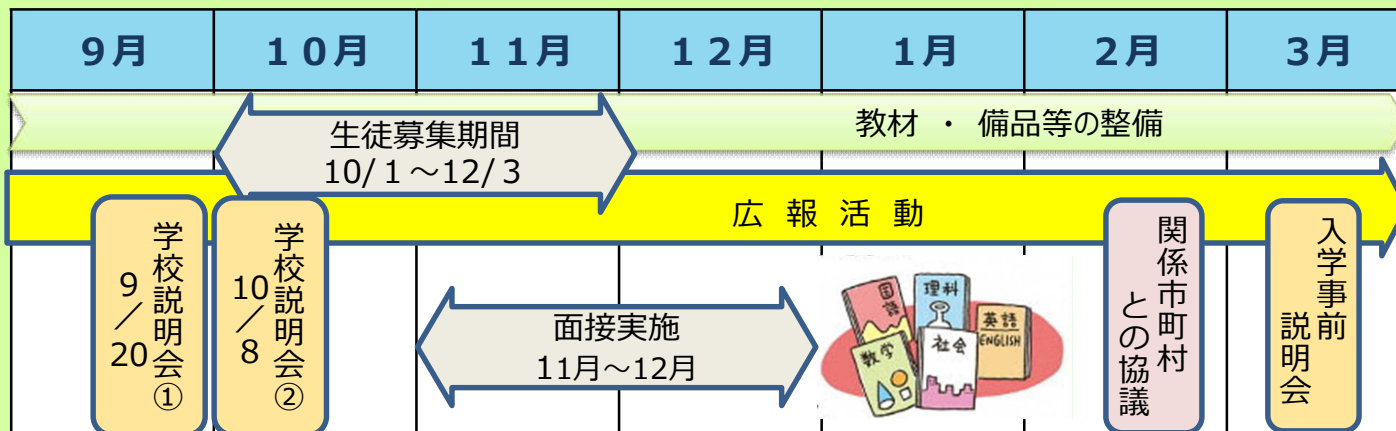
募集人数：40名程度
（生徒の学習状況により相当学年への編入あり）

修業年限：原則、3年

教育課程：特別の教育課程

給食等：弁当等を持参
希望者には、軽食等を注文手配する（費用は自己負担）

3 今後のスケジュールについて



令和3年4月開設



参考資料